

※直近の労働者派遣事業報告書（令和6年4月1日～令和7年3月31日）による

事業所名称	許可番号	枝番号	派遣労働者数	派遣先件数	2024年度派遣料金の平均額（A）	2024年度派遣労働者の賃金の平均額（B）	マージン率(A-B/A)
西松建設株式会社	派13-311071	1	0	0	0	0	実績なし
西松建設株式会社 北日本支社	派13-311071	2	0	0	0	0	実績なし
西松建設株式会社 西日本支社	派13-311071	3	0	0	0	0	実績なし
西松建設株式会社 九州支社	派13-311071	4	0	0	0	0	実績なし
西松建設株式会社 中部支社	派13-311071	5	0	0	0	0	実績なし

研修内容一覧

※新入社員研修 【新入社員】

(全職種共通) 社会人のマナー研修、社内制度研修、技術研究所見学
(各職種) 赴任前に基礎知識の習得 (測量、CAD、現場・躯体実習)

※施工管理技術研修1 【入社2年目】

新入社員からの振り返りと技術者 (工事管理及び工事技術指導) に必要な基礎知識の習得

※施工管理技術研修2 【入社3年目】

引き続き技術者 (工事管理及び工事技術指導) としての必要な基礎知識の習得

※施工管理技術研修3 【建築系入社4年目】

独力で建築現場管理 (工事管理及び工事技術指導) ができる技術者に必要な知識の習得

※施工管理技術研修4 【土木系入社6年目】

独力で土木現場管理 (工事管理及び工事技術指導) ができる技術者に必要な知識の習得

※新任主任研修 【新任主任】

主任に相応しい現場管理能力 (工事管理及び工事技術指導) の習得および、リーダーシップや後輩・若手指導の習得

※新任係長研修 【新任係長】

係長に相応しい現場管理能力 (工事管理及び工事技術指導) の習得および、リーダーシップや後輩・若手指導の習得

※新任管理職研修 【新任管理職】

管理職に相応しい現場管理能力 (工事管理及び工事技術指導) の習得および、オーナーシップ、リーダーシップ、難題解決能力の習得

派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供のための事務手続き

西松建設株式会社

1. 派遣労働者対応

① 派遣労働者に対する相談

- ・派遣動労者との相談はプライバシーに配慮し、応接室等の個室で行う。
- ・派遣中の労働者から将来のキャリア形成について本人に希望を聴取する。
- ・派遣中の労働者に対して、これまでの経歴を踏まえて今後のキャリアの選択肢を示す。
- ・派遣労働者の希望や経歴を踏まえた選択肢にかかわる派遣労働市場の動向についても情報提供する。

② 派遣労働者への紹介

- ・派遣労働者が希望する条件に合致する案件があったときは派遣動労者に提示する。
- ・その際、可能な限り派遣労働者のキャリア形成に資する派遣労働から提示するように努める。

2. 派遣先対応

① 派遣先の開拓

- ・派遣先の開拓にあたっては、従来からの顧客については定期的に訪問して派遣受入希望の有無を確認するほか、新規顧客の開拓も積極的に行う。
- ・新規の派遣先開拓にあたっては、当社の派遣労働者のキャリアや特徴及び成果について積極的にPRする。

② 派遣受入希望の受付

- ・派遣受入希望の受付にあたっては、その依頼内容について詳細を確認するとともにその内容が真実であり、法令違反がないことについて予め確認を行う。

③ 派遣受入条件の見直し

- ・派遣受入条件に見合った派遣労働が極めて少ない状況である場合には、派遣受入条件の見直し等について相談を行うこと。

以 上

派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供のための事務手引き

西松建設株式会社

北日本支社

1. 派遣労働者対応

① 派遣労働者に対する相談

- ・派遣動労者との相談はプライバシーに配慮し、応接室等の個室で行う。
- ・派遣中の労働者から将来のキャリア形成について本人に希望を聴取する。
- ・派遣中の労働者に対して、これまでの経歴を踏まえて今後のキャリアの選択肢を示す。
- ・派遣労働者の希望や経歴を踏まえた選択肢にかかわる派遣労働市場の動向についても情報提供する。

② 派遣労働者への紹介

- ・派遣労働者が希望する条件に合致する案件があったときは派遣動労者に提示する。
- ・その際、可能な限り派遣労働者のキャリア形成に資する派遣労働から提示するように努める。

2. 派遣先対応

① 派遣先の開拓

- ・派遣先の開拓にあたっては、従来からの顧客については定期的に訪問して派遣受入希望の有無を確認するほか、新規顧客の開拓も積極的に行う。
- ・新規の派遣先開拓にあたっては、当社の派遣労働者のキャリアや特徴及び成果について積極的にPRする。

② 派遣受入希望の受付

- ・派遣受入希望の受付にあたっては、その依頼内容について詳細を確認するとともにその内容が真実であり、法令違反がないことについて予め確認を行う。

③ 派遣受入条件の見直し

- ・派遣受入条件に見合った派遣労働が極めて少ない状況である場合には、派遣受入条件の見直し等について相談を行うこと。

以 上

派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供のための事務手引き

西松建設株式会社

西日本支社

1. 派遣労働者対応

① 派遣労働者に対する相談

- ・派遣勤労者との相談はプライバシーに配慮し、応接室等の個室で行う。
- ・派遣中の労働者から将来のキャリア形成について本人に希望を聴取する。
- ・派遣中の労働者に対して、これまでの経歴を踏まえて今後のキャリアの選択肢を示す。
- ・派遣労働者の希望や経歴を踏まえた選択肢にかかわる派遣労働市場の動向についても情報提供する。

② 派遣労働者への紹介

- ・派遣労働者が希望する条件に合致する案件があったときは派遣勤労者に提示する。
- ・その際、可能な限り派遣労働者のキャリア形成に資する派遣労働から提示するように努める。

2. 派遣先対応

① 派遣先の開拓

- ・派遣先の開拓にあたっては、従来からの顧客については定期的に訪問して派遣受入希望の有無を確認するほか、新規顧客の開拓も積極的に行う。
- ・新規の派遣先開拓にあたっては、当社の派遣労働者のキャリアや特徴及び成果について積極的にPRする。

② 派遣受入希望の受付

- ・派遣受入希望の受付にあたっては、その依頼内容について詳細を確認するとともにその内容が真実であり、法令違反がないことについて予め確認を行う。

③ 派遣受入条件の見直し

- ・派遣受入条件に見合った派遣労働が極めて少ない状況である場合には、派遣受入条件の見直し等について相談を行うこと。

以 上

派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供のための事務手引き

西松建設株式会社

九州支社

1. 派遣労働者対応

① 派遣労働者に対する相談

- ・派遣勤労者との相談はプライバシーに配慮し、応接室等の個室で行う。
- ・派遣中の労働者から将来のキャリア形成について本人に希望を聴取する。
- ・派遣中の労働者に対して、これまでの経歴を踏まえて今後のキャリアの選択肢を示す。
- ・派遣労働者の希望や経歴を踏まえた選択肢にかかわる派遣労働市場の動向についても情報提供する。

② 派遣労働者への紹介

- ・派遣労働者が希望する条件に合致する案件があったときは派遣勤労者に提示する。
- ・その際、可能な限り派遣労働者のキャリア形成に資する派遣労働から提示するように努める。

2. 派遣先対応

① 派遣先の開拓

- ・派遣先の開拓にあたっては、従来からの顧客については定期的に訪問して派遣受入希望の有無を確認するほか、新規顧客の開拓も積極的に行う。
- ・新規の派遣先開拓にあたっては、当社の派遣労働者のキャリアや特徴及び成果について積極的にPRする。

② 派遣受入希望の受付

- ・派遣受入希望の受付にあたっては、その依頼内容について詳細を確認するとともにその内容が真実であり、法令違反がないことについて予め確認を行う。

③ 派遣受入条件の見直し

- ・派遣受入条件に見合った派遣労働が極めて少ない状況である場合には、派遣受入条件の見直し等について相談を行うこと。

以 上

派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供のための事務手引き

西松建設株式会社

中部支社

1. 派遣労働者対応

① 派遣労働者に対する相談

- ・派遣動労者との相談はプライバシーに配慮し、応接室等の個室で行う。
- ・派遣中の労働者から将来のキャリア形成について本人に希望を聴取する。
- ・派遣中の労働者に対して、これまでの経歴を踏まえて今後のキャリアの選択肢を示す。
- ・派遣労働者の希望や経歴を踏まえた選択肢にかかわる派遣労働市場の動向についても情報提供する。

② 派遣労働者への紹介

- ・派遣労働者が希望する条件に合致する案件があったときは派遣動労者に提示する。
- ・その際、可能な限り派遣労働者のキャリア形成に資する派遣労働から提示するように努める。

2. 派遣先対応

① 派遣先の開拓

- ・派遣先の開拓にあたっては、従来からの顧客については定期的に訪問して派遣受入希望の有無を確認するほか、新規顧客の開拓も積極的に行う。
- ・新規の派遣先開拓にあたっては、当社の派遣労働者のキャリアや特徴及び成果について積極的にPRする。

② 派遣受入希望の受付

- ・派遣受入希望の受付にあたっては、その依頼内容について詳細を確認するとともにその内容が真実であり、法令違反がないことについて予め確認を行う。

③ 派遣受入条件の見直し

- ・派遣受入条件に見合った派遣労働が極めて少ない状況である場合には、派遣受入条件の見直し等について相談を行うこと。

以 上